

連帯保証は相続される！？

【ある日突然、莫大な債務が・・・】

サラリーマンをしているAさん(50歳)は、ある日突然、銀行から債権譲渡を受けたという債権回収会社(サービサー)から4億円の請求を受けました。

聞けば、亡くなったお父さんが、生前に商売をしていたときに、親しい取引先の連帯保証人になっていたというのです。その取引先は既に破産したそうです。よって債権者は連帯保証人の法定相続人であるAさんのところに残債務4億円を払えと請求してきたわけです。

まさに青天の霹靂。年収700万円のサラリーマンに4億円など払えるわけがありません。

Aさんは何人かの専門家に相談しましたが、相続放棄か自己破産を勧められました・・・

【金融機関が連帯保証とするのはなぜ？】

連帯保証は、単なる保証と違い、「催告の抗弁権」、「検索の抗弁権」、「分別の利益」が認められないことがその特徴です。

これによって、貸付金の回収に際して時間と費用の節約となるため、金融実務では連帯保証が利用されているのです。

「催告の抗弁権」とは、債権者が保証人に債務の履行を請求してきたときに、主たる債務者に債務の弁済を請求するよう抗弁できる権利です。「検索の抗弁権」とは、債権者が主たる債務者に催告したあとも、保証人が主たる債務者にはこれこれの財産があつて弁済の資力があり、かつ債権者が主たる債務者から弁済を受けることが困難でないことを証明したときには、保証人は債権者に主たる債務者の財産に対して執行するよう抗弁できる権利です。

「分別の利益」とは、例えば、A・B・Cがともに甲の負っている主たる債務(例えば300万円)について保証人になると、保証債務は原則として、A・B・Cが主たる債務の額を平等の割合で分割した額(各自100万円)について負担すればよい、という利益です。

これら3つが認められていないことで、「連帯」

保証は、たちまち過酷を極めます。

なお、保証人には特に有効期限が定められていません。主たる債務が完済などにより消滅すれば保証債務も消滅します。(これを「附従性」といいます)。逆に主たる債務者の負う債務が消滅しない限りは、保証債務は消えることはありません。

【連帯保証は相続される！】

どんなに用心深い性格で、うかつにハンコを押さない人であっても、ある日突然、巨額の連帯保証債務を背負うことがあります。それは「相続」です。

相続というと、プラスの遺産相続ばかりイメージされがちですが、マイナスの遺産も相続されるのです。その中で最も見えにくい、怖いもののひとつが、この「連帯保証債務の相続」です。

これらマイナスの財産は、プラスの財産と違い、遺産分割協議書で相続人を自由に選ぶことはできず、法定相続分に従って相続することになります。

【相続される連帯保証債務から逃れる方法】

連帯保証債務の相続に対する防衛策として最も有効な解決方法は、やはり「相続の放棄」です。

相続放棄は亡くなった方の最後の住所地を管轄する家庭裁判所で申し立てますが、手続きはさほど難しくなく、自分でもできます。相続の放棄ができる期限は、原則として、相続の開始があつたことを知ったときから3か月以内にしなければならないと定められていますので、注意が必要です。

蛇足ですが、生命保険の保険金は、相続の放棄をしても受け取ることができる場合があります。

被相続人が保険料を負担していたとしても、保険金受取人の固有の財産となるため、相続放棄をした人であっても、その人が保険金の受取人に指定されていれば、保険金を受け取ることができます。そのため、例えば、被相続人に借入金等があつた場合でも、受け取った保険金を使って、被相続人の借入金等の返済をする必要はありません。

いずれにしても、残された家族に大きな負担を残すことの無いよう、生前での対策が欠かせません。